

## 東池袋法律事務所弁護士費用規程

### 目次

第1章 総則（第1条～第9条）	1頁
第2章 法律相談及び書面による鑑定（第11条～第12条）	3頁
第3章 着手金及び報酬金	
第1節 民事事件・家事事件・労働事件・行政事件（13条～41条）	4頁
第2節 刑事事件（第42条～第45条）	15頁
第3節 少年事件（第46条～第47条）	17頁
第4章 手数料（第48条）	17頁
第5章 時間制（第49条）	21頁
第6章 顧問料（第50条）	22頁
第7章 日当（第51条）	22頁
第8章 実費等（第52条～第53条）	22頁
第9章 委任契約の終了と清算（第54条～第57条）	23頁
（別紙1）クレジット・サラ金事件報酬基準	24頁
（別紙2）外国人の法律相談受任事件報酬の指針	27頁

## 第1章（総則）

### 第1条（目的及び趣旨）

2004年4月1日から、弁護士会の会則による「報酬基準」が廃止され、弁護士はそれぞれの法律事務所又は弁護士毎に料金を定めることが必要となりました。

そこで、当事務所は、以下のとおり、弁護士が法律事務を行うにあたっての弁護士報酬（以下「弁護士費用」という）を定めております。

### 第2条（弁護士費用の種類）

- 1 弁護士費用は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とします。
- 2 前項の各弁護士費用の意義は次のとおりです。
  - (1) 法律相談料  
相談者に対して行う口頭による法律相談（電話による相談を含む）の対価
  - (2) 書面による法的鑑定料  
相談者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価
  - (3) 着手金  
事件又は法律事務（以下「事件等」という）の受任の際に支払いを受ける対価
  - (4) 報酬金  
事件等の結果の成功の程度に応じて支払いを受ける対価
  - (5) 手数料  
原則として1～2回程度の手続き又は委任事務で終了する事件等についての対価

#### (6) 顧問料

契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価

#### (7) 日当

弁護士が、委任事務のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等の委任事務に要した拘束（列車・飛行機等による移動時間を含む。）の対価

3 実費等については、第8章に定めるとおりとします。

#### 第3条（弁護士費用の支払時期）

着手金は事件等の依頼を受けた時に、報酬金は事件の処理が終了した時に、その他の弁護士費用は、本規程に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められた時に、それぞれ支払いを受けることとします。

#### 第4条（事件等の個数等）

- 1 弁護士費用は、1事件毎に定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1事件とします。ただし、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときは、上訴審の着手金の支払いを受けるほか、事件等の報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを支払うこととします。
- 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、裁判上の事件に移行した時から新たに1事件とします。

#### 第5条（弁護士の費用請求権）

- 1 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士費用を請求します。
- 2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1事件あたりの執務量が軽減される場合は、弁護士は、第2章から第5章まで及び第7章の規定にかかわらず、弁護士費用を適正妥当な範囲で減額することができます。
  - (1) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき
  - (2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務の一部が共通であるとき
- 3 1事件を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は依頼者に対し、それぞれ弁護士費用を請求することができます。
  - (1) 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき
  - (2) 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき

#### 第6条（弁護士の説明義務等）

- 1 弁護士は、依頼者に対し、予め弁護士費用等について説明します。
- 2 弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成します。ただし、委任契約書を作成することに困難な事由があるときは、その事由が止んだ後、委任契約書を作成します。
- 3 委任契約書には、受任する事件等の表示及び受任の範囲、弁護士費用等の種類、金額、算定方法及び支払時期、委任契約が委任事務の終了に至るまで解除ができる旨並

びに委任契約が途中で終了した場合の清算方法、その他特約事項を記載します。

- 4 弁護士は、前項の委任契約書を補足するため、弁護士費用等の種類、金額、算定方法及び支払時期、その他特約事項を記載した弁護士費用説明書を交付することができます。

#### 第7条（弁護士費用の減免、分割払い、法律扶助の利用等）

- 1 弁護士は、第3条及び第2章から第7章までの規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、依頼者の資力、経済的利益、事案の難易、時間及び労力等を考慮し、弁護士費用の支払時期を変更して分割払いとし、適正妥当な範囲内でこれを増減額し、又は免除することができます。
- 2 弁護士は、着手金及び報酬を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事情により、着手金を規定どおり受け取ることが相当でないときは、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して報酬金を増額することができます。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第16条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えないものとします。
- 3 弁護士は、依頼者が経済的資力に乏しいときは、法律扶助制度の利用を依頼者に勧めます。

#### 第8条（弁護士費用の特則による増額）

依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が通常以上の長期にわたるとき、又は、受任後に同様の事情が生じた場合において、前条第2項又は第2章から第4章までの規定によっては弁護士費用の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができます。

#### 第9条（消費税に相当する額）

消費税法（昭和63年法律第108号第63条の2）に基づく、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含んだ金額の表示は、本規程本文に表示し、消費税の額を含まない金額を本体金額としてかっこ内に表示するものとします。

#### 第10条（他の法律事務所の弁護士と共同して受任する場合）

他の法律事務所の弁護士と共同して受任する場合、第一に本規程を適用するものとします。必要が生じた場合は、依頼者と協議のうえ、本規程又は他の法律事務所の弁護士費用規程のいずれを適用するかを決定するものとします。

## 第2章 法律相談及び書面による鑑定料

#### 第11条（法律相談料）

- 1 法律相談料は、次のとおりとします。

(1) 初回市民法律相談料	30分以内5400円(本体5000円)
---------------	---------------------

	30分増す毎に5400円(本体5000円)
(2) 一般市民法律相談料	1時間以内1万0800円(本体1万円) 30分増す毎に5400円～1万0800円(本体5000円～1万円)
(3) 事業者法律相談	1時間以内2万1600円(本体2万円) 30分増す毎に1万0800円(本体1万円)

2 前項の初回市民法律相談とは、事件単位で市民個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くものをいいます。事業者法律相談とは、事業に関する相談をいいます。一般市民法律相談とは、初回市民法律相談の継続的法律相談をいいます。

#### 第12条（書面による鑑定料）

- 1 書面による鑑定料は10万8000円以上(本体10万円)31万5000円以下(本体30万円)とします。
- 2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超過する額の鑑定料を受けることができます。

### 第3章 着手金及び報酬金

#### 第1節 民事事件・家事事件・労働事件・行政事件

#### 第13条（民事事件・家事事件・労働事件・行政事件の着手金及び報酬金の算定基準）

- 1 本節の着手金及び報酬金については、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。
- 2 事件の分野・種類により、経済的利益の額による以外の算定を行う事件の場合には、本規程の別段の定めにより算定します。

#### 第14条（経済的利益－算定可能な場合）

前条第1項の経済的利益の額は、本規程に定めのない限り、次のとおり算定します。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
- (5) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額の2分の1の額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）
- (6) 所有権は、対象たる物の時価相当額
  - ア 建物の時価は、固定資産評価証明書記載の金額。建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額
  - イ 土地の時価は、路線価による額
- (7) 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の

- 1の額。ただし、その権利の時価が、対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。ただし、建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件は、さらにその敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- (10) 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号から前号までに準じた額
- (11) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の2分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- (12) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額

#### 第15条（経済的利益算定の特則）

- 1 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで、着手金及び報酬金を減額することができます。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に応じるまで着手金及び報酬金を増額することができます。
- (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
- (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

#### 第16条（経済的利益が算定できない場合）

- 1 第14条により、経済的利益の額を算定することができないときは、その額を972万円(本体900万円)とします。
- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を依頼者の資力、経済的利益、事案の難易、時間及び労力等を考慮して、適正妥当な範囲内で着手金及び報酬金を増減額することができます。

#### 第17条（民事事件の着手金及び報酬金）

- 1 民事訴訟事件、調停事件等の非訟事件及び付仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く。これらを民事事件等といいます）の着手金及び報酬金は、本規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準としてそれぞれ次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8.64%（本体8%）	17.28%（本体16%）
300万円を超え、3000万円以下の場合	5.4%+9万7200円 （本体5%+9万円）	10.8%+19万4400円 （本体10%+18万円）

3000万円を超え、3億円以下の場合	3.24%+77万7600円 (本体3%+72万円)	6.48%+149万0400円 (本体6%+138万円)
3億円を超える場合	2.16%+398万5200円 (本体2%+369万円)	4.32%+797万0400円 (本体4%+738万円)

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容その他の事情により、30%の範囲内で増減額することができるものとします。
- 3 民事事件等につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、上訴分の着手金を適正妥当な範囲内で増減することができます。

#### 第18条（民事調停事件及び示談交渉事件）

- 1 民事調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいう、以下同じ）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」という）の着手金及び報酬金は、本規程に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項又は第21条第1項及び第2項の各規定を準用します。ただし、それぞれの規定により、算定された額の3分の2に減額することができるものとします。
- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、本規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第21条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とします。
- 3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、本規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第21条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とします。

#### 第19条（民事事件等の最低着手金額）

前2条の着手金は16万2000円(本体15万円)を最低額とします。ただし、経済的利益の額が金125万円未満の事件の着手金は、事情により依頼者と協議のうえ、10万8000円(本体10万円)に減額することができるものとします。

#### 第20条（契約締結交渉）

- 1 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	5万4000円(本体5万円)	5万4000円(本体5万円)
300万円を超え、3000万円以下の場合	1.08%+3万2400円 (本体1%+3万円)	2.16%+6万4800円 (本体2%+6万円)
3000万円を超え、3億円以下の場合	0.54%+19万4400円 (本体0.5%+18万円)	1.08%+38万8800円 (本体1%+36万円)
3億円を超える部分場合	0.324%+84万2400円 (本体0.3%+78万円)	0.648%+168万4800円 (本体0.6%+156万円)

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により 30%の範囲で増減額することができることとします。
- 3 前2項の着手金は、5万4000円(本体5万円)を最低額とします。

#### 第21条（督促手続事件）

- 1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	5万4000円(本体5万円)
300万円を超え、3000万円以下の部分	1.08%（本体1%）
3000万円を超え、金3億円以下の部分	0.54%(本体0.5%)
3億円を超える部分	0.324%(本体0.3%)

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。
- 3 前2項の着手金は5万4000円(本体5万円)を最低額とします。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第17条又は次条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とします。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第17条又は次条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、報酬金は、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求しません。
- 6 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第17条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることとします。

#### 第22条（手形・小切手訴訟事件）

- 1 手形・小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として第17条により算定される額の75.6%（本体70%）相当額とします。
- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができることとします。
- 3 前2項の着手金は、10万8000円(本体10万円)を最低額とします。
- 4 手形・小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第17条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は第17条の規定を準用します。

#### 第23条（離婚事件）

- 1 離婚交渉事件、離婚調停事件及び離婚仲裁センター事件の基本着手金は、32万4000円（本体30万円）、基本報酬金は32万4000円（本体30万円）以上64万8000円（本体60万円）以下とし、離婚訴訟事件の基本着手金は43万2000円（本体40万円）、基本報酬金は43万2000円（本体40万円）以上64万8000円（本体60万円）以下とします。

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件又は離婚仲裁センターを受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とします。
  - 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とします。
  - 4 離婚事件において、財産分与・慰謝料など財産給付の請求を伴うときは、依頼者と協議のうえ、弁護士は財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第17条又は第18条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を、第1項の基本着手金及び基本報酬金に加算して請求することとします。
  - 5 離婚事件において、未成年の子の親権に争いがあるときは、弁護士は、依頼者と協議の上、着手金は10万8000円(本体10万円)以上21万6000円(本体20万円)以下を、報酬金は21万6000円(本体20万円)以上54万円(本体50万円)以下を加算して請求することとします。
  - 6 同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、上訴分の着手金を適正妥当な範囲内で減額することとします。
- (離婚事件にかかる弁護士費用)

内容	着手金	報酬金
離婚交渉事件	①基本着手金(1項) 32万4000円(本体30万円) ②財産分与・慰謝料などにかかる加算着手金(4項) ③親権にかかる加算着手金(5項) 10万8000円(本体10万円)以上 21万6000円(本体20万円)以下	①基本報酬金(1項) 32万4000円(本体30万円)以上 64万8000円(本体60万円)以下 ②財産分与・慰謝料などにかかる加算報酬金(4項) ③親権にかかる加算報酬金(5項) 21万6000円(本体20万円)以上 54万円(本体50万円)以下
離婚調停事件・離婚仲裁センター事件	同上(ただし、交渉から引き続き受任する場合は上記の2分の1)	同上
離婚訴訟事件	①基本着手金(1項) 43万2000円(本体40万円) (ただし、調停から引き続き受任する場合は21万6000円) ②財産分与・慰謝料などにかかる加算着手金(4項) ③親権にかかる加算着手金(5項) 10万8000円(本体10万円)以上 21万6000円(本体20万円)以下	①基本報酬金(1項) 43万2000円(本体40万円)以上 64万8000円(本体60万円)以下 ②財産分与・慰謝料などにかかる加算報酬金(4項) ③親権にかかる加算報酬金(5項) 32万4000円(本体30万円)以上 54万円(本体50万円)以下

#### 第24条(親子関係事件)

- 1 認知事件、親子関係不存在確認事件の着手金は32万4000円(本体30万円)以上54万円(本体50万円)以下、報酬金は43万2000円(本体40万円)以上108万円(本体100万円)以下とします。

- 2 親権者変更事件の着手金は 21 万 6000 円(本体 20 万円) 以上 43 万 2000 円(本体 40 万円) 以下とします。親権者変更事件について、争いがある場合など事件解決に困難を要した場合には、弁護士は報酬金として 21 万 6000 円(本体 20 万円) 以上 43 万 2000 円(本体 40 万円)以下を請求することができるものとします。
- 3 前 2 項の事件で財産給付を伴うときは、依頼者と協議のうえ、弁護士は財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第 17 条又は第 18 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を、前 2 項の着手金及び報酬金に加算して請求することとします。

#### 第 25 条 (成年後見等事件)

- 1 後見、保佐、補助の開始審判申立事件の手数料は 21 万 6000 円(本体 20 万円)以上 54 万円 (本体 50 万円) 以下とします。
- 2 保佐又は補助につき、同意権の付与、拡張又は代理権の付与申立事件の着手金は 10 万 8000 円(本体 10 万円)とします。ただし、保佐又は補助につき、開始審判と合わせて申立てをした場合には、着手金はそれぞれ 5 万 4000 円(本体 5 万円)とします。
- 3 後見、保佐、補助の開始審判申立てと合わせて審判前の保全処分を申し立てるときは、弁護士は 10 万 8000 円(本体 10 万円)以上 27 万円 (本体 25 万円) を手数料に加算することができるものとします。

#### 第 26 条 (相続・遺言関係事件)

- 1 遺産分割請求事件その他遺産をめぐる紛争事件及び遺言無効確認請求事件の着手金及び報酬金は、対象となる法定相続分の時価相当額を基準として、第 17 条又は第 18 条の規定により算定します。
- 2 遺留分減殺請求事件の着手金及び報酬金は、対象となる遺留分の時価相当額を基準として、第 17 条又は第 18 条の規定により算定します。
- 3 寄与分を求める処分請求事件の着手金及び報酬金は、対象となる寄与分の時価相当額を基準として、第 17 条又は第 18 条の規定により算定します。
- 4 遺産の範囲につき訴訟となる場合には、前 3 項の着手金及び報酬金とは別に、裁判手続に要する弁護士費用を請求することができます。
- 5 本条において時価を算定するとき、消極財産がある場合には、弁護士は、依頼者と協議のうえ、適正妥当な範囲内で消極財産の評価額を考慮することができます。

#### 第 27 条 (その他家事事件)

その他家事事件については、次のとおりとします。

- (1) 交渉事件、家事調停事件及び家事審判事件の着手金及び報酬金は、それぞれ 21 万 6000 円(本体 20 万円)以上 54 万円(本体 50 万円)以下とします。ただし、財産給付を目的とする事件の着手金及び報酬金は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第 17 条又は第 18 条の規定により算定します。
- (2) 人事訴訟事件の着手金及び報酬金はそれぞれ 43 万 2000 円(本体 40 万円)以上 64 万 8000 円(本体 60 万円)以下とします。
- (3) 前各項の規定にかかわらず、相続放棄の申述その他の簡易な家事審判 (家事事件手続法別表第一に属する家事審判事件で事案簡明なもの) については、第 48 条によ

ります。

第 28 条（境界に関する事件・近隣紛争事件・日照権等事件）

- 1 隣地通行権、境界標・境界塀設置、目隠し設置、樹木工作物等越境等近隣との紛争事件の着手金及び報酬金は、それぞれ 32 万 4000 円(本体 30 万円) 以上 75 万 6000 円(本体 70 万円)以下とします。
- 2 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、それぞれ 37 万 8000 円（本体 35 万円）以上 108 万円(本体 100 万円) 以下とします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。
- 3 前項の着手金及び報酬金は、第 17 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定によります。
- 4 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第 1 項の規定による額又は前項の規定により算定された額のそれぞれ 3 分の 2 に減額することができることとします。
- 5 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による額又は第 2 項の規定により算定された額のそれぞれ 2 分の 1 とします。
- 6 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による額又は第 2 項の規定により算定された額のそれぞれ 2 分の 1 とします。
- 7 日照権、眺望権など居住環境をめぐる紛争の着手金及び報酬金は、それぞれ 37 万 8000 円(本体 35 万円) 以上 108 万円(本体 100 万円)以下とします。ただし、事業者からの依頼の場合は、事業利益を基準として別途協議のうえ、決定します。

第 29 条（借地非訟事件）

- 1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとします。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	32万4000円(本体30万円)以上 54万円(本体50万円)以下
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.54%(本体0.5%)を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとします。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、依頼者の資力、経済的利益、事案の難易、時間及び労力等を考慮し、報酬金の額を適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。
  - (1) 申立人については、申立が認められたときは、借地権の額の 2 分の 1 を、相手方の介入権が認められたときは、財産上の給付額の 2 分の 1 を、それぞれ経済的利益の額として第 17 条の規定により算定された額
  - (2) 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の 2 分の 1 を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の 7 年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として第 17 条の規定に

より算定された額

- 3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額できることとします。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。
- 5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

#### 第30条（保全命令申立事件等）

- 1 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という）の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、弁護士はすでに受領した着手金と合わせて同条の規定により算定された額の3分の2に至るまでの追加着手金を請求できるものとします。
- 2 前項の事件の報酬金は、事件が重大又は複雑であるときに、第17条の規定により算定された額の4分の1とします。ただし、事件が審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1とします。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第17条の規定に準じて報酬金を受けることができることとします。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用します。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることとします。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万8000円(本体10万円)を最低額とします。

#### 第31条（民事執行事件等）

- 1 民事執行事件の着手金及び報酬金は、ともに第17条の規定により算定された額の2分の1とします。
- 2 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受け取ることとします。ただし、着手金は第17条の規定により算定された額の3分の1とします。
- 3 執行停止事件の着手金は第17条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、本案事件に引き続き受任するときには、同条の規定により算定された額の3分の1とします。執行停止事件の報酬金は、事件が重大又は複雑なときに限り、第17条の規定により算定された額の4分の1を受けることができることとします。
- 4 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万4000円(本体5万円)を最低額とします。

#### 第32条（破産、民事再生、会社整理、特別清算及び会社更生事件）

- 1 事業者の破産、民事再生、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、

資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。前記各事件に関する保全事件の弁護士費用は次に述べる着手金に含まれます。

- (1) 自己破産事件 54万円(本体50万円)以上
- (2) 自己破産以外の破産事件 54万円(本体50万円)以上
- (3) 民事再生事件 108万円(本体100万円)以上
- (4) 会社整理事件 108万円(本体100万円)以上
- (5) 特別清算事件 108万円(本体100万円)以上
- (6) 会社更生事件 216万円(本体200万円)以上

2 非事業者（事業者でない方）の自己破産、個人民事再生の各事件の着手金は、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。前記各事件に関する保全事件の弁護士費用は次に述べる着手金に含まれます。

- (1) 自己破産事件 21万6000円(本体20万円)以上
- (2) 個人再生事件 32万4000円(本体30万円)以上

3 前各項の各事件の報酬金は、第17条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額及び延べ払いによる利益、並びに、企業継続による利益等を考慮して算定します。ただし、前々項第1号及び前項第1号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができることとします。

### 第33条（任意整理及び清算事件）

1 前条第1項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」といいます）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次に定める額とします。

- (1) 事業者の任意整理事件 54万円(本体50万円)以上
- (2) 非事業者の任意整理事件 21万6000円(本体20万円)以上

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」といいます）を基準として、次のとおり算定します。

(1) 弁護士が債権取り立て及び資産売却等により集めた配当原資額につき、

500万円以下の部分	16.2%（本体15%）
500万円を超え、1000万円以下の部分	10.8%（本体10%）
1000万円を超え、5000万円以下の部分	8.64%（本体8%）
5000万円を超え、1億円以下の部分	6.48%（本体6%）
1億円を超える部分	5.4%（本体5%）

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から、任意提供を受けた配当原資額につき、

5000万円以下の部分	3.24%（本体3%）
5000万円を超え、1億円以下の部分	2.16%（本体2%）
1億円を超える部分	1.08%（本体1%）

- 3 第1項の事件が、債務の免除・履行期間の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用します。
- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続きを要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができることとします。

#### 第34条（個人のクレジット・サラ金等の債務整理事件の特則）

クレジット、サラ金、カードローン等の負債による個人の任意整理事件、自己破産申立事件及び個人再生申立事件については、東京三弁護士会の統一基準である別紙1の『クレジット・サラ金事件報酬基準』により着手金、報酬金を算定します。

#### 第35条（消費者契約被害事件）

消費者契約被害及びこれに類する被害事件の着手金は21万6000円(本体20万円)以上54万円(本体50万円)以下とし、報酬金は21万6000円(本体20万円)以上75万6000円(本体70万円)以下とします。

#### 第36条（交通事故、労災事故等の損害賠償請求事件）

- 1 交通事故、労災事故等その他の事故（第37条を除く。）に基づく損害賠償請求訴訟の着手金は、基本着手金を21万6000円(本体20万円)とし、請求する又は請求をされる金額を経済的利益として、第17条所定の標準的着手金の半額を加算した額とします。ただし、依頼者の事情や事故態様その他の考慮すべき事情がある場合には、上記の加算額を適宜に減額することができるものとします。
- 2 報酬金は、依頼者の受けた経済的利益を基準として第17条の規定により算定された額とします。
- 3 前項において、損害保険会社に対し損害賠償請求をする場合であって損害保険会社により事前の賠償金額の提示がある場合は、事前提示額と現実の請求額との差額が依頼者の受けた経済的利益となります。
- 4 弁護士費用特約保険を利用することができる場合は、依頼者と協議のうえ、弁護士費用特約保険が利用できることを前提として前各号の着手金及び報酬金を算定します。

#### 第37条（医療過誤、過労死等の損害賠償請求事件）

- 1 医療過誤に基づく損害賠償請求訴訟の着手金は43万2000円(本体40万円)以上216万円(本体200万円)以下とし、報酬金は依頼者の受けた利益に応じて43万2000円(本体40万円)以上540万円(本体500万円)以下とします。
- 2 過労死に基づく損害賠償請求訴訟の着手金は43万2000円(本体40万円)以上216万円(本体200万円)以下とし、報酬金は依頼者の受けた利益に応じて43万2000円(本体40万円)以上540万円(本体500万円)以下とします。
- 3 経済的利益を基準として第17条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前2項の額を上回るときは、前2項の着手金及び報酬金は同条の規定によります。

#### 第38条（労働事件）

- 1 被雇用者が解雇された場合の地位確認等労働審判事件の着手金は、21万

6000 円(本体 20 万円)とし、報酬金は、賃金 1 カ月分の 86.4%(本体 80%) (ただし、最低額は 21 万 6000 円(本体 20 万円)) とします。ただし、同事件でバックペイ、慰謝料などの財産給付を伴うときは、依頼者と協議のうえ、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第 17 条又は第 18 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を上記の着手金及び報酬金に加算した額とします。

- 2 被雇用者が未払い賃金、残業代、退職金等を請求する労働審判事件の着手金及び報酬金は、第 17 条又は第 18 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額を標準として、それ以下に減額した適正妥当な額とします。
- 3 雇用者が相手方・被告とされた場合の地位確認等労働審判事件の着手金は、43 万 2000 円(本体 40 万円)とし、報酬金は、64 万 8000 円(本体 60 万円)とします。ただし、同解雇事件でバックペイ、慰謝料などの財産給付の請求を伴うときは、依頼者と協議のうえ、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第 17 条又は第 18 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を上記の着手金及び報酬金に加算した額とします。
- 4 あっせん事件から労働審判事件へ移行したとき及び労働審判事件から労働訴訟事件へ移行したときに、同一弁護士が引き続き受任をした場合は、第 4 条 1 項ただし書を準用します。
- 5 前項を除く労働訴訟事件の着手金及び報酬金は、それぞれ、第 1 項から第 3 項までの額と同様とします。ただし、労働審判手続と比べて、事案が複雑であって時間及び労力等を必要とする場合は、弁護士は、依頼者と協議のうえ、適正妥当な範囲内で着手金及び報酬金を増額することができます。
- 6 賃金の仮払いその他の雇用契約に係る保全事件の着手金及び報酬金は、第 30 条を準用します。

#### 第 39 条 (商標権、意匠権、著作権、特許権事件)

- 1 商標権又は意匠権侵害事件の着手金は 54 万円(本体 50 万円)以上 216 万円(本体 200 万円)以下、報酬金は 32 万 4000 円(本体 30 万円)以上 324 万円(本体 300 万円)以下とします。
- 2 著作権侵害事件の着手金は 32 万 4000 円(本体 30 万円)以上 216 万円(本体 200 万円)以下、報酬金は 21 万 6000 円(本体 20 万円)以上 324 万円(本体 300 万円)以下とします。
- 3 特許権侵害事件の着手金は 54 万円(本体 50 万円)以上 216 万円(本体 200 万円)以下、報酬金は 21 万 6000 円(本体 20 万円)以上 324 万円(本体 300 万円)以下とします。
- 4 前 3 項の着手金及び報酬金は、事業上の利益等を勘案し、第 17 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定によります。

#### 第 40 条 (行政の不服申立事件、行政処分取消訴訟、住民訴訟、情報公開等)

- 1 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は第 17 条の規定を準用します。ただし、弁護士は、事案が簡明である場合には、着手金は 3 分の 2 まで、報酬金は 2 分の 1 まで減額できるものとします。この着手金は、金 10 万 8000 円(本体 10 万円)を最低額とします。
- 2 行政処分の取消訴訟及び税務訴訟の着手金は 32 万 4000 円(本体 30 万円)以上 216 万

円(本体 200 万円)以下とし、報酬金は第 17 条の規定を準用します。

3 情報公開請求及び監査請求事件は第 44 条第 2 号所定の手数料によるものとします。

#### 第 41 条 (出入国管理法、国籍法関係事件)

出入国管理法又は国籍法関係事件の弁護士費用は東京法律相談連絡協議会外国人部会作成の基準である別紙 2『外国人の法律相談受任事件報酬の指針』により弁護士費用を算定します。

## 第 2 節 刑事事件

#### 第 42 条 (刑事事件の着手金・報酬金)

1 刑事事件の着手金は次のとおりとします。ただし、事案簡明な事件とは、事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が 1 回から 3 回程度までと見込まれる情状事件(上告事件を除く)をいいます。上告審については、事実関係に争いが無い情状事件をいいます。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後(第 1 審及び上訴審をいう、以下同じ)の事案簡明な事件	32万4000円(本体30万円)以上 54万円(本体50万円)以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	54万円(本体50万円)以上
再審請求事件	54万円(本体50万円)以上

2 保釈手続あるいは示談交渉を必要とする場合には、前項の着手金のほかに、それぞれ 10 万 8000 円(本体 10 万円)の追加料金の支払いを受けるものとします。再度の保釈手続を行う場合には、再度の追加料金の支払いを受けるものとします。保釈金又は示談金は、上記の料金とは別に用意していただくものとします。

3 刑事事件の報酬金は次のとおりとします。ただし、事案簡明な事件とは、前項の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務量で結論を得た事件をいいます。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	32万4000円(本体30万円)以上 54万円(本体50万円)以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	32万4000円(本体30万円)以上 54万円(本体50万円)以下
		求刑された刑が 軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の事件	起訴前	不起訴	54万円(本体50万円)以上
		求略式命令	54万円(本体50万円)以上
	起訴後	無 罪	64万8000円(本体60万円)以上

	(含再審事件)	刑の執行猶予	54万円(本体50万円)以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
		検察官上訴が棄却された場合	54万円(本体50万円)以上
再審請求事件			54万円(本体50万円)以上

- 4 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く）され、同一弁護士が引き続き起訴後の事件を受任するときは、本条第1項に定める着手金を受けることができます。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とします。
- 5 刑事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額できることとします。
- 6 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数割合に比して1件あたりの委任事務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。
- 7 受任した刑事事件が裁判員裁判対象事件の場合、第1項に定める着手金及び第3項に定める報酬金は、事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さ及び委任事務に求められる労力又は時間を踏まえ、それぞれ32万4000円(本体30万円)以上を加算できることとします。

#### 第43条（検察官の上訴取下げ等）

検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、前条の規定を準用します。

#### 第44条（保釈等）

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者と協議のうえ、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができることとします。

#### 第45条（被害者参加、告訴、告発等）

被害者参加、告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続きの着手金は1件につき、21万6000円(本体20万円)以上86万4000円(本体80万円)以下とし、報酬金は依頼者との協議により受けることができることとします。

### 第3節 少年事件

#### 第46条（少年事件の着手金及び報酬金）

- 1 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む、以下同じ）の着手金は次のとおりとします。

少年事件の内容	着手金
---------	-----

家庭裁判所送致前及び送致後	32万4000円(本体30万円)以上 54万円(本体50万円)以下
抗告・再抗告及び保護処分取消	32万4000円(本体30万円)以上 54万円(本体50万円)以下

2 少年事件の報酬金は次のとおりとします。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく 審判不開始又は不処分	32万4000円(本体30万円)以上
その他	32万4000円(本体30万円)以上 54万円(本体50万円)以下

3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。

第47条（少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合）

- 1 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなします。
- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができます。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの委任事務量が軽減されるときは、追加受任する事件の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士費用は、本章第2節の規定によります。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の委任事務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができます。

## 第4章 手数料

第48条（手数料）

手数料は、本規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定します。ただし、経済的利益の額の算定については、第14条から第16条までの規定を準用します。

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全 (本案事件を併せて受任	基本	21万6000円(本体20万円)に第17条第1項の着手金の規定により算定された額の10

したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができます)		.8%(本体10%)を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解(本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求しません)	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 : 16万2000円(本体15万円)
		300万円を超え3000万円以下の部分 :1.08%(本体1%)
		3000万円を超え3億円以下の部分 :0.54%(本体0.5%)
		3億円を超える部分 :0.324%(本体0.3%)
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第18条又は第22条から第28条までの各規定により算定された額
公 示 催 告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基 本	3万2400円(本体3万円)以上 10万8000円以下(本体10万円)
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
相続放棄の申述その他の簡易な家事審判(家事事件手続法別表第一に属する家事審判事件で事案簡明なもの)	基 本	5万4000円(本体5万円)以上 21万6000円(本体20万円)以下
	特に調査を必要とする場合	5万4000円(本体5万円)以上 10万8000円(本体10万円)以下 を加算します。

(2) 裁判外の手数料

項 目	分 類	手数料	
法律関係調(事実関係調査を含みます)	基 本	3万2400円(本体3万円)以上 21万6000円(本体20万円)以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定 型	経済的利益の額が金1000万円未満のもの	5万4000円(本体5万円)以上 10万8000円(本体10万円)以下
		経済的利益の額が金1000万円	21万6000円(本体20万円)

		以上、金1億円未満のもの	
		経済的利益の額が金1億円以上のもの	32万4000円(本体30万円)以上
	非定型	基本	300万円以下の部分 :10万8000円(本体10万円)
			300万円を超え、3000万円以下の部分 :1.08%(本体1%)
			3000万円を超え、3億円以下の部分 :0.324%(本体0.3%)
3億円を超える部分 :0.108%(本体0.1%)			
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合		上記手数料に3万2400円(本体3万円)を加算する。
内容証明郵便作成	基本	2万1600円(本体2万円)以上、 5万4000円(本体5万円)以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
遺言書作成	定型	10万8000円(本体10万円)以上 32万4000円(本体30万円)以下	
	非定型	基本	300万円以下の部分 :21万6000円(本体20万円)
			300万円を超え3000万円以下の部分 :1.08%(本体1%)
			3000万円を超え3億円以下の部分 :0.324%(本体0.3%)
			3億円を超える部分 :0.108%(本体0.1%)
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合		上記手数料に3万2400円(本体3万円)を加

		算する。
遺言執行	基本	300万円以下の部分 :32万4000円(本体30万円)
		300万円を超え金3000万円以下の部分 :2.16%(本体2%)
		3000万円を超え金3億円以下の部分 :1.08%(本体1%)
		3億円を超える部分 : 0.54% (本体0.5%)
	不動産の売却等の処理を伴う場合	売却額の0.54%以上3.24%以下 (本体0.5%以上3%以下)
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士費用を請求します。
会社設立等	設立・増減資・合併・分割 ・組織変更・通常・清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については216万円(本体200万円)を、通常清算については108万円(本体100万円)を、その他の手続については、10万8000円(本体10万円)を、それぞれ最低額とします。  1000万円以下の部分 :4.32%(本体4%) 1000万円を超え、2000万円以下の部分 :3.24%(本体3%) 2000万円を超え、1億円以下の部分 :2.16%(本体2%) 1億円を超え、2億円以下の部分 :1.08%(本体1%) 2億円を超え、20億円以下の部分 :0.54%(本体0.5%) 20億円を超える部分 :0.324%(本体0.3%)
会社設立等以外の登記等	申請手続	1件5万4000円(本体5万円)。ただし、事案によっては、弁護士は依頼者と協議のうえ、適正妥当な範囲内で増減額することができます。

	交付手続	登記簿謄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続きは1通につき1080円(本体1000円)とします。
株主総会等指導等	基本	32万4000円(本体30万円)以上
	総会等準備も指導する	54万円(本体50万円)以上
現物出資等証明（会社法33条3項に基づく証明）		1件32万4000円(本体30万円)。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士は依頼者と協議のうえ、適正妥当な範囲内で増減額することができます。
簡易な自賠責請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求。ただし、後遺障害認定に対する異議申立てを含むなど複雑な事案については第37条によります。）		次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者と協議のうえ、適正妥当な範囲内で増額することができます。  給付金額が150万円以下の場合 :3万2400円(本体3万円) 給付金額が150万円を超える場合 :給付金額の2.1%（本体2%）
情報公開請求		21万6000円(本体20万円)以上75万6000円(本体70万円)以下。ただし、事案が複雑な場合には、依頼者と協議のうえ、増額できるものとします。
監査請求		21万6000円(本体20万円)以上64万8000円(本体60万円)以下。ただし、事案が複雑な場合には、依頼者と協議のうえ、増額できるものとします。

## 第5章 時間制

### 第49条（時間制）

- 1 弁護士は、依頼者と協議のうえ、受任する事件等に関し、第2章から第4章まで及び第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます）を乗じた額を、弁護士費用として受けることができます。
- 2 前項の単価は1時間毎に1万0800円(本体1万円)以上とします。
- 3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮します。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士費用を受けるときは、予め依頼者から相当額を預かることができます。

## 第6章 顧問料

### 第50条（顧問料）

- 1 顧問料は、次のとおりとします。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮してその額を減額することができるものとします。
  - (1) 事業者：月額 3万2400円(本体3万円)以上
  - (2) 非事業者：月額 1万0800円(本体1万円)以上
- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者と協議のうえ、特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とします。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立合、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立ち合い、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定します。

## 第7章 日当

### 第51条（日当）

- 1 日当は次のとおりとします。
  - (1) 半日（往復2時間を超え、4時間まで）

3万2400円(本体3万円)以上、5万4000円(本体5万円)以下
  - (2) 1日（往復4時間を超える場合）

5万4000円(本体5万円)以上、10万8000円(本体10万円)以下
- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。
- 3 弁護士は、概算により、予め依頼者から日当を預かることができます。

## 第8章 実費等

### 第52条（実費等の負担）

- 1 弁護士は、依頼者に対し、弁護士費用とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、通信費、宿泊料、保証金、供託金、旅費交通費、その他の委任事務に要する実費等の負担を求めることができるものとします。
- 2 弁護士は、概算により、予め依頼者から実費等を預かることができます。

### 第53条（交通機関の利用）

弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができるものとし、依頼者に対して旅費・交通費の負担を求めることができるものとします。

## 第9章 委任契約の終了と清算

### 第54条（委任契約の中途終了）

- 1 委任契約に基づく事件等の処理が解任、辞任又は委任事務の継続不能により途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務の程度に応じて、受領済みの弁護士費用の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士費用の全部若しくは一部を請求します。
- 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士費用の全部を返還します。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができます。
- 3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任が無いにもかかわらず、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務を不能にしたとき、その他の依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士費用の全部を請求することができます。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、弁護士費用の全部については請求することはしません。

#### 第55条（事件等処理の中止等）

- 1 依頼者が着手金、手数料又は委任事務に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は事件等に着手せず、又はその処理を中止することとします。
- 2 前項の場合には、弁護士は予め依頼者にその旨を通知します。

#### 第56条（弁護士費用の相殺等）

- 1 依頼者が弁護士費用又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。
- 2 前項の場合には、弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知します。

#### 第57条（通知又は連絡の方法）

- 1 弁護士の依頼者に対する通知又は連絡は、依頼者が予め申告した住所地又は連絡先に対し、郵便又は電話等により行うものとします。
- 2 依頼者は、住所地又は連絡先を変更した場合には、速やかに転居先又は新たな連絡先を弁護士に申告しなければなりません。
- 3 依頼者が前項の申告を怠った場合には、弁護士が従前の住所地又は連絡先に郵便により通知・連絡を発送したときをもってこれを完了したものとみなすこととします。

(別紙1)

クレジット・サラ金事件 報酬基準 (2013年1月1日施行)

(標記金額は消費税を含みません)

1. 任意整理 (完済業者に対する過払金請求のみを受任する場合を含む。)
  - (1) 着手金 次のア又はイに規定する金額を上限とする。ただし、同一業者でも別支店の場合は別債権者とする。
    - ア 債権者が1社又は2社の場合5万円
    - イ 債権者が3社以上の場合2万円×債権者数
  - (2) 報酬金 1 債権者について、次のアからウまでに規定する金額を合計した金額を上限とし、個々の債権者と和解が成立し、又は過払金の返還を受けた都度、当該債権者を相手方とする事件の報酬金を請求することができる。
    - ア 基本報酬金 和解が成立し、又は過払金の返還を受けたときは、2万円
    - イ 減額報酬金 残元金 (ただし、利息制限法所定の制限を超える約定利率による金銭消費貸借取引については、引き直し計算後の残元金をいう) の全部又は一部の請求を免れたときは、その請求を免れた金額の10%相当額
    - ウ 過払金報酬金 過払金の返還を受けたとき (訴訟又は強制執行による場合を含む。) は、返還を受けた過払金の20%相当額
  - (3) 分割弁済金代理送付手数料 金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,000円を上限とする。
  - (4) 任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なくなったときは、当初の委任契約と別契約とする。
  - (5) 前各号にかかわらず、商工ローン業者からの借入れ (ただし、事業者による事業用の資金を貸し付けることを主たる業務とする貸金業者からの事業用資金の借入れであって、当該借入れについて物的担保 (手形又は小切手の交付を含む。) 又は人的担保が供されているものをいう。) が含まれる場合は、商工ローン業者1社について5万円として、第1号イ及び第2号アに規定する金額を算定する。この場合において、第1号アに規定する金額は、10万円とする。
  - (6) 自己破産申立てを受任した後、自己破産申立ての前に任意整理に移行したときは、任意整理の着手金のみを受領できるものとし、自己破産の着手金との過不足を清算する。
  - (7) 個人再生申立てを受任した後、個人再生申立ての前に任意整理に移行したときは、任意整理の着手金のみを受領できるものとし、個人再生の着手金との過不足を清算する。
2. 違法高利業者が債権者である場合の任意整理
  - (1) 着手金 着手金次のアからエまでに規定する金額を上限とする。ただし、依頼者が商人であり、高利業者が小切手債権者の場合においては、前項第1号に規定する基準を適用する。
    - ア 債権者が1社又は2社の場合5万円
    - イ 債権者が3社から10社までの場合2万円×債権者数
    - ウ 債権者が11社から50社までの場合20万円+11社以上の債権者数×1万円
    - エ 債権者が51社以上の場合60万円+51社以上の債権者数×5千円

- (2) 報酬金 不当利得の返還を受けたとき（訴訟又は強制執行によるときを含む。）に限り発生するものとし、返還を受けた不当利得金の 20%相当額を上限とする。
- (3) 出張手当 刑事告訴を行い、かつ、警察署と具体的な折衝をしたり、建物の不法占拠の状況調査等のために事務所外に出向いた場合、1 日当たり 1 万円以内の金額（ただし、合計 5 万円を限度とする。）を請求することができる。

### 3. 自己破産

- (1) 着手金 20 万円以内。ただし、夫と妻、親と子等関係ある複数人からの受任で、同一裁判所での同時進行手続の場合、1 人当たりの金額は、各 5 万円を減額した金額以内とする。会社と代表者個人の双方から受任する場合の代表者個人についても同様とする。
- (2) 報酬金 免責決定が得られた場合にのみ、前号の着手金基準を上限として受領できるものとし、過払金の返還を受けたときは、第 1 項第 2 号ウの過払金報酬金を別途請求できるものとする。
- (3) 任意整理から自己破産へ移行したときは、自己破産の着手金のみを受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を清算する。ただし、任意整理事件について、全部又は一部の債権者との間で、和解が成立している場合には、和解が成立した当該債権者を相手方とする事件についてのみ、自己破産の着手金とは別に、任意整理の着手金及び報酬金を受領することができる。
- (4) 個人再生申立てを受任した後、個人再生申立ての前に自己破産に移行したときは、自己破産の着手金のみを受領できるものとし、個人再生の着手金との過不足を清算する。

### 4. 個人再生

- (1) 着手金 30 万円以内
- (2) 報酬金 認可決定を得られた場合に限り、ア又はイに規定する金額を受領できるものとし、過払金の返還を受けたときは、第 1 項第 2 号ウの過払金報酬金を別途請求できるものとする。
  - ア 30 万円以内
  - イ 事案簡明な場合 20 万円以内
- (3) 分割弁済金代理送金手数料 金融機関の送金手数料を含め、1 件 1 回 1,000 円を上限とする。
- (4) 任意整理から個人再生へ移行したときは、個人再生の着手金のみを受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を清算する。ただし、任意整理事件について、全部又は一部の債権者との間で、和解が成立している場合には、和解が成立した当該債権者を相手方とする事件についてのみ、個人再生の着手金とは別に、任意整理の着手金及び報酬金を受領することができる。
- (5) 自己破産申立てを受任した後、自己破産申立ての前に個人再生に移行したときは、個人再生の着手金のみを受領できるものとし、自己破産の着手金との過不足を清算する。

### 5. 出廷報酬

- (1) 応訴の場合（任意整理、自己破産及び個人再生に共通）
  - 債権者が提起した訴訟に応訴する必要上、弁護士が裁判所に出頭する場合、1 回 1 万円以内の出廷報酬を 1 債権者について 3 万円を上限として受領することができる。

(2) 自己破産又は個人再生

申立裁判所が遠隔地の場合、申立裁判所への出頭 1 回につき 2 万円以内の出廷報酬を受領することができる。

6. 実費

交通費、通信費、予納金、コピー代等受任事件処理に必要な実費は、別途受領することができる。

7. 日本クレジットカウンセリング協会（JCCA）が取扱い中の案件について、応訴又は訴訟上の和解処理の依頼がなされた場合は、着手金及び報酬金は、1 債権者につき 1 件当たり 2 万円以内とし、別に第 5 項の出廷報酬及び前項の実費を受領することができる。ただし、長期化した場合には、依頼者と協議の上、報酬金を決定する。

8. 債権者に対し慰謝料請求訴訟等を提起し、差押え又は仮差押えに対抗するための提訴、申立て等を行う場合は、当事者が協議の上で別途定めるものとする。

9. 注意規定

弁護士報酬（着手金及び報酬金）は、依頼者の資力を考慮して、金額、支払時期及び方法を決定するものとし、いやしくも、弁護士報酬の定めが依頼者の経済的更生を妨げるものとなってはならない。

10. 本基準の適用範囲

本基準は、非事業者の債務整理事件に関する弁護士報酬の目安を定めるものである。ただし、次の点に注意されたい。

(1) 任意整理事件については、債権者主張の元金総額が 1000 万円を超える場合、本基準に拠ることは要しない。但し、法律関係が単純であり、その債務整理が比較的容易とみられるときには、本基準を適用する。

(2) 事業者には、本基準を適用しない。但し、事業者であっても、個人事業の性格が強く、もしくは、零細事業であり、かつ、経営形態や規模等の事情からすれば、非事業者の債務整理事件として処理することが適切であるとみられる場合は、本基準を適用することができる。

11. 方針変更後の委任契約に適用されるクレジット・サラ金事件報酬基準

同一の依頼者の債務整理手続における任意整理、自己破産および個人再生間での方針変更が行われた場合に適用されるクレジット・サラ金事件報酬基準は、方針変更後の方針に基づく委任契約書の作成時に施行されているものによる。関連事件を受任する場合についても同様とする。

(別紙2)

## 「外国人の法律相談受任事件報酬の指針」について

平成19年4月

東京法律相談連絡協議会外国人部会  
部会長 広津 佳子外国人の法律相談受任事件報酬の指針

## ＜本指針の趣旨＞

本指針は、各弁護士会の報酬審査基準等の範囲内で、外国人の法律相談を経て受任する事件の報酬審査の指針を定めたものです。

例えば「30万円」とする場合には、原則として着手金、報酬金を30万円とする趣旨です。

ただし、事案の難易や依頼者の資力等に鑑み、適正妥当な範囲内で増減額することはできますが、この場合にも各弁護士会で定める報酬審査基準等の範囲を超えることはできません。

## 第1 在留資格等事件

出入国管理及び難民認定法、外国人登録法その他外国人に関する法令に関する事件で、行政訴訟に至らないもの

1. 非定型的な書面の作成等を要し、又は、行政機関との交渉等を要する事件

着手金	30万円
報酬金	30万円

2. 第3の事件から引き続き在留資格等事件を受任するときの着手金  
前項の着手金の額の2分の1

3. 事案簡明な事件についての督促

在留資格認定証明書の交付申請手続も含め、事案簡明で、定型的な書面の作成等で事務処理を完了する事件

着手金	15万円
報酬金	15万円

第6に定める書面作成料及び第7に定める各手数料のうち、該当するものの合計によることもできる。

4. 仮放免申立事件

1の目的を達するため、仮放免申立事件を受任する場合には、1の着手金又は報酬金とは別に、仮放免申立事件の着手金として1により算定された額の3分の1を、

2007年 12月 9日 15時12分

東京証券

No. 3301 1. 2

報酬金として1により算定された額の4分の1を、それぞれ受け取ることができる。

着手金	10万円
報酬金	7万5000円

## 第2 国籍法事件

帰化申請その他国籍法に関する事件で、行政訴訟に至らないもの

### 1. 通常の帰化申請事件

着手金	30万円
報酬金	30万円

### 2. 簡易帰化申請事件

着手金	20万円
報酬金	20万円

## 第3 在留資格又は国籍に関する行政訴訟事件

### 1. 出入国管理及び難民認定法、外国人登録法その他外国人に関係する法令に関する事件又は帰化申請その他国籍法に関する事件で、行政訴訟に至るもの

着手金	50万円
報酬金	50万円

この報酬金には、行政訴訟を提起し勝訴の結果は得られなくても、行政訴訟に現れた一切の事情及び行政訴訟提起後の事情を斟酌し在留資格を取得できた等の場合も含む。

ただし、同一弁護士が引き続き行政訴訟事件に関する上訴事件を受任するとき着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

### 2. 第1又は第2の事件から引き続き在留資格又は国籍に関する行政事件訴訟を受任するときの着手金

前項の着手金の額の2分の1

### 3. 執行停止申立事件

第1の目的を達するため、執行停止申立事件を受任するときは、弁護士は、1及び2の着手金又は報酬金とは別に、執行停止申立事件の着手金として1により算定された額の3分の1を、報酬金として1により算定された額の4分の1を、それぞれ受け取ることができる。

着手金	16万円
報酬金	12万5000円

## 第4 一般涉外事件

当事者、係争対象、管轄等で涉外的要素を含む、離婚その他家事関係の事件、労働災害又は未払賃金等に関する労働関係の事件、契約に関する事件、交通事故その他の不法行為に関する事件、会社経営・会社取引その他商事に関する民事事件の着手金及び報酬金

各弁護士会の定める報酬審査基準等による。

2007年 12月 9日 15時12分

東京弁護士会

No. 3301 1. 3

**第5 時間制**

着手金及び報酬金等による弁護士報酬の定めによることなく、時間制を採用する場合

1時間 2万円

**第6 書面作成料**

申請書類その他定型書類の作成を依頼されたときの書面作成料

10万円

前項の事件に関して、非定型書類の作成を依頼されたとき

弁護士と依頼者との協議

**第7 手数料****1. 調査手数料**

第1から第4に関する事件について法律関係ないし事実関係の調査を依頼されたときの調査手数料

20万円

特に、外国法令の調査又は複雑若しくは特殊な事情がある場合

弁護士と依頼者との協議

**2. 同行等手数料**

第1から第4に関する事件について、事件処理のため、入国管理局その他の機関に依頼若しくは関係者とともに同行するとき又は被收容者と面会をするために出頭するとき等に、日当相当額を包含して請求する同行等手数料

3万円

**第8 実費等**

弁護士報酬とは別に、通訳料・翻訳料、国際電話代、航空運賃、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

概算により、予め依頼者から実費等を預かることができる。

**第9 増減額の考慮事項**

第1ないし第7にかかわらず、依頼者と協議のうえ、弁護士報酬等の額を、依頼者の経済的資力、事案の難易及び事件処理に要する手数の繁簡等（通訳・翻訳を要するか否か、依頼者・関係者を含めた日本語能力の有無、有効なパスポートの存否等も含む）を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額できる。

同一世帯の複数人から同じ事件を受任する場合は、各事件の一人あたりの着手金又は報酬等の1.5倍の着手金又は報酬等を受け取ることができる。

特に、人権救済の必要性があり、依頼者等の経済的資力が乏しいものと認められる場合には、弁護士報酬等の額を、適正妥当な範囲内で減額する。

また、依頼者と協議のうえ、弁護士報酬等の支払方法について、依頼者の経済的資力を考慮し、分割払いの方法によることもできる。